

金沢市中小企業創業者支援資金利子補給金交付要領

1 趣 旨

この要領は、金沢市内における創業をより一層支援するため、金沢市中小企業創業者支援資金利子補給金交付要綱について、その取扱方法を定めるものとする。

2 補助対象者

次の各号のいずれにも該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 金融機関から金沢市中小企業創業者支援資金融通要綱の規定による融資を受けている者
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者
- (3) 市税を完納している者

3 対象となる制度融資

利子補給金の対象となる制度融資は、令和8年6月25日から令和9年3月31日までに実行された制度融資で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業創業者支援資金（スタートアップ臨時支援分）
- (2) 中小企業創業者支援資金（若者・女性起業家重点支援分）

4 利子補給金の交付

- (1) 利子補給金は、当該融資が実行されてから1年間に返済した利子を対象とする。
- (2) 元金の支払が延滞又は元金の償還方法の変更があっても、利子の支払があれば利子補給を行う。
- (3) 利子補給金の額は、金融機関への支払利子額のうち、年利1パーセントに相当する額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (4) 前号の支払利子には延滞利息は含まない。
- (5) 利子補給金は、毎年1回交付するものとする。

5 利子補給金の交付申請

利子補給金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 資金返済証明書
- (2) 本市の発行する納税証明書（直近1年分）
※納税証明書が添付できない場合は、市税滞納有無調査承諾書
- (3) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類